

Q 9． 当社の発行した株式を大量に取得した者が現れ、報告書が出ています。しかしその後株券を売却したようです。この場合、売却したその大量保有者は特別の報告義務があると聞いたのですが、実務上これに関して重要な点を教えてください。

A 9． 変更報告書を提出しなければならない場合で、大量保有者が短期間に株券等を大量に譲渡した場合には特に、「譲渡した日の最近 60 日間（譲渡の日を含む）の取得・処分の状況」に譲渡の相手方、譲渡価格を記載した変更報告書を大量保有者は提出しなければならない義務があります（証取法 27 条の 25 第 2 項）。

短期間に大量の株券等を譲渡した場合とは、譲渡した結果、株券等保有割合が、譲渡した日の直近 60 日間における最も高かった株券保有割合と比べて 2 分の 1 未満となり、かつ、その最高保有割合から 5%を超えて減少した場合を言います（施行令 14 の 8）。

この短期大量譲渡による報告義務の立法趣旨は、いわゆる肩代わりに関する情報を開示することとされています。これは肩代わりという事態になれば、それまで高騰していた株価が急激に下落する可能性が大きく、そのような事態を知らない一般投資家にとってきわめて不利かつ不公平な結果となるおそれがあるからです。

このように「肩代わりがなされる行為自体も重要な情報であること、またこれについてはその多くが市場外で行われるといった特徴にも着眼して、肩代わりが行われたかどうか一般の投資者に分かるような開示を行わせることが望まれる」からだとされています（参考；平成元年 5 月「株券等の大量の保有状況に関する情報の開示制度の在り方について」証券取引審議会報告書）。

したがって、短期大量譲渡であっても通常の取引所を通じた取引による譲渡の場合には、買った相手も知り得ないので開示する必要はありません（ただし、クロス取引の場合は開示を要します）。